

7 条例のポイント

1 豊かで活力ある地域社会の実現のために

市民、事業者及び市が、それぞれの立場や役割を理解したうえで、目的を共有しながら、協働の原則に基づき連携・協力を進め、豊かで活力ある地域社会の実現を目指します。そのために、まちづくりの一翼を担う市民活動を支援することが必要です。

2 市民、事業者及び市の役割

市民活動を促進するにあたり、市民、事業者及び市がそれぞれの立場から役割を果たすとともに、必要な場合には協働して取り組みを進めることが必要です。

3 市の施策（施策の4本柱と基本計画）

市の施策として、具体的に、「情報の支援」、「人材の育成支援」、「活動の場の支援」、「財政的支援」を明示し、それらの実効性を基本計画の策定により担保しています。

4 寄附文化の醸成を目指します

市民活動に対する寄附や募金などが積極的に行われることを奨励し、市民活動のための寄附が文化として根付くことが大切です。

5 市民活動を支援するための基金の設置

市は、市民活動に対して、必要な財政的支援を行うことにより、市民活動を促進するため、「札幌市市民活動促進基金」を設置します。基金は市民や事業者からの寄附の受け皿としての役割を持ち、基金からは助成金という形で市民活動の支援に充てられます。

6 市民活動促進テーブルの設置

市民、事業者及び市が、条例及び基本計画に基づく市民活動の促進に関して、意見交換を行う場として、市民活動促進テーブルを設置します。